

地方公営企業法の適用に関する研究会（第3回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成 25 年 9 月 3 日（火） 15:00～17:00
- 場 所： 合同庁舎第 2 号館 地下 2 階第 1 会議室
- 出席者： 鈴木（豊）座長、江戸川委員、遠藤委員、柿崎委員、
菊池委員、小西委員、小室委員、鈴木（勲）委員、
古屋委員代理（古谷委員）、山崎委員
青木大臣官房審議官、村中大臣官房審議官
米田公営企業課長、廣澤公営企業経営室長
大沢準公営企業室長、公営企業課北澤理事官 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

3 配布資料

- (資料 1) 第 1 回、第 2 回研究会で出された主な意見
- (資料 2) 地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書（抜粋）
- (資料 3) 適用すべき事業の範囲について
- (資料 4) 小規模事業の取扱い・配慮について
- (資料 5) 規模別事業数の分布
- (資料 6) 中小規模団体への支援の検討について

4 概要

(1) 事務局より資料 1~6 について説明

(2) 出席者等からの主な意見

○ 適用すべき事業の範囲及び小規模事業の取扱い・配慮について

- ・ 営業規模が非常に小さい事業については、適用そのものが負担になる。一定線として、消費税の免税業者となる売り上げ 1000 万円のあたりが適当な線引きではないか。ただし、売り上げが少なくても資産をたくさん持っている事業については、今までの起債発行総額が標準財政規模の何%という線などを設定して対象とすべき。
- ・ 小規模自治体においては、首長や議会といったそれぞれの自治体の判断・選択の余地を残した上で、法適化を進めるべき。
- ・ 自治体が事業として継続して行うものについては、つくり方は簡易なものでよいから基本的に企業会計で管理するべき。例外を設けるといふ議論はきりがなくなる。例えば職員数で線引きをすると、職員の人件費を一般会計で持って法適用を逃れることを考える。企業債は借りるが、公営企業だという認識はない。
- ・ 決算書作成を簡略化し、会計システムを入れずに決算だけ企業会計的に行う方法もある。その方が現実的ではないか。
- ・ 同じ簡易水道でも事業規模の差はかなり大きい。今後当然継続して行わなければならない事業は、教育などほかのサービスと同じように、一般会計から繰り入れていく中でやっていかなければ継続はできない。
- ・ 赤字を許さないという意味ではなく、赤字か黒字かということも含め企業会計できちんと管理して、外部からも全体が見えるようにすべき。そうでないと、企業的な運営は難しい。
- ・ 簡易水道や下水道といった事業は普及率もすでにかかなり向上したという段階であって、階段の踊り場にいるという認識を持つべき。減価償却費を含めた原価を出さない限り、それを賄うための収入を得なければならないという意識は出てこない。減価償却費を含めた原価を回収し、将来に向かって更新投資を進めていくという立場に立たないと、これからのインフラ継続は成り立たないのではないか。

- 原価をはかって収入を抑えるという企業的な運営を行うものであれば、原則として法適用すべき。簡易な方法を選べば何とかできるのではないか。法適用事業を持っている自治体はそのノウハウを活用し、持っていない自治体は例えば県単位のプロジェクトでの一括発注やクラウドでの一括発注といったシステムを作ってあげて法適化をしていくという方向も考えられる。
- 資産管理台帳については当然必要であると考えているが、小さな地方公共団体では、水道・下水道を企業として捉えて行政運営をしているという認識がない人が多いのではないか。公営企業で採算性を考えているのではなく、全住民に対して行わなければならない業務のひとつとして、自治体全体の中でどう運営するのかということを考えている。施設の整備・改修についても、補助金・起債の活用についてその会計だけでなく全体の中で考えて行っている。
- 今回の法改正の趣旨からいって、あまり例外をつくるべきではない。しかしどのように適用するかについては、簡便な方法をしっかり創設することや、10年程度の措置期間など、時間的な余裕を少し長く持つことが必要。自治体として裁量を行使できる制度を担保しつつ、ストック情報・損益情報をしっかり管理する必要がある。
- 財務規定等の適用は、施設の適正な維持管理や安定した事業運営の継続にとって大変重要。しかし、地域性や事業規模で大きく異なるというのも現実である。企業会計化によって原価など事業の中身を開示するという視点では、健全な経営のための努力が重要になってくる。小規模な事業主体は料金だけで自立することは現実的に不可能なので、一般会計からの繰入金について繰り出し基準を明記するなど、単なる赤字ではなく必要な経費であるという明確な位置づけができればよい。
- 地方自治体はここ十数年行革を進めてきて、限定的な作業のために職員を増やすことはできない。法適化推進においては、県などの広域単位でもよいので、人的支援やマニュアル・ルール化といった総合的な支援強化をお願いしたい。

- ・まずはフルコストを把握することがスタートになるのではないか。その中で特に重要なのが減価償却費を把握することである。企業会計の導入による一番大きな違いは、過去の投資を忘れないことである。
- ・広域化や民間との連携を考えていく上で会計制度がまちまちではスピード感を削ぎ、各自治体が工夫の余地を検討する際の足かせとなる。そのため、規模による線引きは基本的な考え方として望ましくない。ただ、現実的には経過措置や段階的適用といった考え方も検討するのがよいのではないか。
- ・現金主義に近いような業務フローを残しつつ、決算の中で発生主義ベースに組み替えていくような考え方もとりうる。
- ・実際には、料金収入が1000万円以下の上水道事業もあり、法適用されている。現在の職員では対応できないというのは、職員の能力を知らない議論ではないか。
- ・規模による線引きについては、複式簿記の導入を検討している公会計改革との整合をとる必要がある。
- ・資料にある法適化委託費用は高額すぎる。これでは、これから法適用する自治体が及び腰になるのは当たり前だ。人口1万人以下のところであれば、関係資料のコピーを直営でして、計数整理や財務諸表、法適用書類の作成を委託する方式だと100万円程度でできる。ただし、大規模な自治体は時間も費用もかかるので、準備期間が短いと委託の引き受け手がいなくなるかもしれない。
- ・地域の特徴、独自の判断を尊重するより、全体共通のルールをつくり、明確化して実施することで効率を上げていくべき。独自の判断は逆にその自治体の職員に余計なことを考えさせ、コストを上げてしまうのではないか。
- ・普及率が低く人口減少があるから、事業が収支会計でできて企業会計でできないというのは、おかしいのではないか。
- ・各地方公共団体の状況に応じて、料金設定にかかる基礎的な情報をコストとして把握するような企業会計は必要不可欠ではないか。
- ・基本的には規模で分けるべきではないが、非常に小規模な団体については例えば営業収益1000万円基準の適用や、一定期間の猶予規定を置くという選択肢も残すべき。
- ・補助金・交付税等による金銭的メリットやサポート制度を設けることもあり得るのではないか。

- 資産整理のマニュアルさえ用意すれば、市販の数万円程度の企業会計ソフトでも日常的な会計処理はできるので負担はさほど重いものではないと感じる。
- 法適移行に要する委託料は現状高額であり、より低廉な費用で済むよう会計的・監査的に許容されるレベルの固定資産台帳の整備マニュアルを示すべき。
- 地方公共団体アンケート結果から声が多かった人的支援については、地方公会計の取り組みにおける都道府県の研修・サポート体制や、現在進行中の地方公営企業の会計制度見直しにおける地方公共団体金融機構からのサポートといった実例がある。小規模自治体での企業会計移行においてもこのようなサポートづくりができるのではないか。
- 事業の継続性そのものを会計制度の見直しによって揺さぶろうと考えているわけではないとはっきり伝えなければならない。
- 原則として規模にかかわらず適用するということは、例外があるということである。例外は何かの議論の方が重要ではないか。
- 移行にかかる措置期間として、むしろ規模の大きい地方公共団体のほうが時間がかかるというのは、説得力がある。
- 移行コストと人材育成の財源措置が必要である。
- 一般会計からの繰り出しについては、完全に自治体の判断であるとしないと、自治体はなかなか踏み出せない。規模の適正化を図る上で、企業会計を導入することでコストを捕捉しどこまで税金で支えられるかをはっきりさせ、負担区分のあり方をきちんと議論したほうが良いというメッセージを伝えるべき。
- 減価償却期間と耐用年数は異なるため、会計により事業資産の持続可能性が分かるというのは無理がある。
- 自治体で地方公会計の総務省基準モデルの資産台帳を整備している場合、法非適の簡易水道や集排水設備について財務規定を適用する際にもほとんど利用できる。
- 書類整理のコストは資産が多いほど大きくなる。早く法適用した事業には交付税算入率を上げるなどのメリットで誘導することがあってもよい。今の法適用支援は、法適用に一般会計が半額繰り出せば、その半分の交付税で措置する制度だが、強制適用する場合は費用の半額は交付税で措置するぐらいの支援は必要だと思う。

- ・ 複式簿記をつけるのが目的ではない。公営企業が一般会計に負担を極力かけずに運営できるようにしなければ、財政が厳しい時代に、新しい行政課題に対応できない。

○ 今後の議論の進め方について

- ・ 適用すべき事業の範囲の検討にあたり、各事業の実情をさらに把握するために、主だった事業の法適化の意義、必要性、課題を確認することとする。